

P2-009

児童養護施設退所者の自立支援に対する取り組みの変遷と課題：朝日新聞データベースの分析

塩地 紗貴¹、新家 一輝²、菊池 良太²、
山崎 あけみ²

¹大阪大学医学部保健学科 看護学専攻、

²大阪大学大学院医学系研究科 保健学専攻

【目的】

本研究の目的は、児童養護施設退所者の自立支援に関する新聞記事からその変遷を辿ることにより、制度や政策といった社会の流れと現状を分析し、そこから児童養護施設退所者の自立支援における課題を見出すことである。

【研究方法】

朝日新聞のデータベース「聞蔵2ビジュアル」より記事の検索を行った。検索の対象は、朝日新聞、朝日新聞デジタルとし、対象期間を1985年～2016年10月5日閲覧分とした。検索ワードは「児童養護施設&自立」とし、それに対する検索数は409件であった。検索した記事から、自立支援に直接関係のあるもののみをハンドサーチで選定し、409件から113件まで絞り込み、これらを分析の対象とした。まず、分析の対象とした記事が年ごとに何件あるかを調べ、記事数の推移をグラフ化し、そのグラフをもとに分析を行った。さらに、各記事の内容を自立支援事業、自立援助ホーム、就労進学支援、その他の4項目に分類し、項目ごとに内容にどのような変化があるのか、また、どのような内容がいつ頃から取り上げられるようになったのかを分析した。

【結果】

1992年に初めて自立支援について取り上げている記事が1件みられ、その後1998年、2000年、2003年にそれぞれ1件、その後記事数は増加し、2010年代は10件前後みられた。

・自立支援事業：資金面の支援から社会的養護の当事者団体の活動が取り上げられるようになり、2010年代は当事者の居場所づくりの必要性を伝える記事が見られた。

・自立援助ホーム：1998年から継続して自立援助ホームの記事がみられた。

・就労進学支援：就労支援は2006年から、進学支援は2009年から記事がみられ、2010年代は単に就職・進学時のみを支援するのではなく、継続していけるよう支援する取り組みが取り上げられていた。

【考察】

当事者が主体となり発信することで、児童養護施設退所者が必要とする自立支援やそれについての課題が明示されると考える。児童養護施設退所者がいつでも頼ることのできる居場所をもつことのできるよう、児童養護施設退所前から具体的に拠り所を定め、関係性を築けるようにし、施設側と連携しながら継続的な支援へとつなげる必要があると思われる。

【結論】

新聞記事からみえる児童養護施設退所者の自立支援の課題として、退所者の居場所作りをしたうえで、ライフステージに合わせた継続的支援を行い、また、自立支援の充実へ向けて当事者団体の活動が促進される必要性がみえた。

P2-010

被虐待児童の口腔内所見

～長期にわたる歯科治療を行った一例～

桜井 敦朗、本間 宏実、富永 早紀、田代 紋子、
辻野 啓一郎、新谷 誠康

東京歯科大学 小児歯科学講座

【緒言】

近年、児童相談所が対応した児童虐待相談件数は増加の一途にあり、平成27年度は103,260件に達したという。小児の成長・発達・医療に関与する我々は、虐待を発見したり虐待を疑ったりした時、市町村や児童相談所に通告する義務を負っているが、虐待を受けた小児の口腔内状況等の詳細を示した報告は少なく、虐待を疑う判断を適切に行うのは困難である。我々は、1年間にわたる虐待を受けた小児の歯科治療に携わったことから、本児の口腔内所見や歯科治療を行った時の状況について報告する。

【症例】

本症例の発表にあたっては、両親の承諾を得ることは不可能なため、児童相談所および現在の法定代理人である里親から書面による承諾を得た。患児は、初診時年齢8歳11か月の女児である。疼痛による摂食障害を主訴として来院した。同居家族は実父、継母であり、実父の再婚後まもなく虐待が始まったという。約1年間、通学時以外は施設された部屋に入れられ、主に菓子パンと水を与えられていたというネグレクトの状態であった。児童相談所による保護後、一般開業医を受診したが、治療困難として当院を紹介され、児童福祉司に伴われて来院した。初診時は患児によると「どの歯も痛い状態」であり、すべての食事は刻んで口の中に入れていたとのことであった。成人であれば多数歯の抜歯も考慮するような重度の齲蝕を呈していたが、約8か月、30回の齲蝕治療を行い、その後も継続して検診を行った結果、初診時から7年経過した現在まですべての永久歯を保存でき、通常の食事を摂取できている。

【考察】

日本小児歯科学会が2010年6月に行った児童虐待に関する調査では、小児歯科専門医の約半数が虐待を疑われる小児を診察した経験があるにも関わらず、実際に児童相談所などに通報したのは7.0%に過ぎなかったという。「虐待かどうかの判断が難しい」「違っていたら怖いので通報できない」というのがその主な理由だが、児童虐待は生命が脅かされるような重大な例が跡を絶たず社会問題化している。本症例で患児が虐待を受けた期間は約1年であったが、歯科治療が非常に困難になるだけでなく、歯科的にも心理学的にも永続的に傷跡として残ることになる。その防止・対応のためには「疑い事例」であっても早期発見と相談・通告が求められるのは言うまでもない。